

第5号議案

第4回通常総会の招集及び開催について

(案)

業務規程の一部変更、平成28年度の事業報告及び決算報告の決定等について審議するため、定款第17条第2項に定める第4回通常総会を、以下のとおり、招集、開催する。

(1) 開催日時

平成29年6月8日(木) 午前10時30分開始(受付開始午前10時)

(2) 開催場所

大手町サンケイプラザ 4階ホール(東京都千代田区大手町1-7-2)

(3) 目的事項

<決議事項>

第1号議案 業務規程一部変更の件

第2号議案 平成28年度事業報告決定の件

第3号議案 平成28年度決算報告決定の件

第4号議案 理事1名選任の件

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針一部変更の件

(2) 監査報告の件

(3) その他

(4) 開催費用(概算) : 200万円

(内訳)

会場使用料 : 100万円

機材等使用料 : 40万円

招集通知等印刷・郵送費 : 60万円

(5) 招集通知

定款第20条第2項に基づき、別紙の招集通知を本機関会員宛に発送する。なお、本機関ウェブサイトでも総会招集について公表する。

以上

【添付資料】

別紙：第4回通常総会招集通知及び同参考資料

(別紙)

第4回通常総会 招集ご通知

平成29年5月16日

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

平成29年5月16日

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣

第4回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当機関の第4回通常総会（以下「本総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権を保有している会員につきましては「議決権行使書」を同封しておりますが、本総会にご出席いただけない場合は、「議決権行使書」をご提出いただくことにより議決権を行使することが可能です。本総会にご出席が難しい場合は、お手数をおかけいたしますが、別添総会参考書類をご覧いただき、「議決権行使書」に賛否をご表示のうえ、平成29年6月7日（水曜日）17時40分までに当機関に到着するように「議決権行使書」をご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、会員以外で送電システムを利用する事業者もご出席いただくことが可能です。

また、本総会の結果は、当機関ウェブサイト（<http://www.occto.or.jp/>）にてご報告させていただきます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月8日（木曜日）午前10時30分（受付開始午前10時）
2. 場 所 東京都千代田区大手町1-7-2 大手町サンケイプラザ 4階ホール
3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 業務規程一部変更の件
- 第2号議案 平成28年度事業報告決定の件
- 第3号議案 平成28年度決算決定の件
- 第4号議案 理事1名選任の件
- 第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

- (1) 送配電等業務指針一部変更の件
- (2) 監査報告の件
- (3) その他

以上

-
1. 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、会員の皆さまにおかれましても軽装にてご出席ください。
 2. 議決権を保有している会員につきましては、「出席票」を同封しております。本総会に当日ご出席の際は、「出席票」を持参のうえ会場受付へご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。
 3. 会場の収容人数及び安全確保の観点から、当日ご出席の際は事業者ごとに1名をお願いいたします。
 4. 議決権の集約について、当機関に届け出ている内容から変更がある場合または定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、平成29年6月1日（木曜日）17時40分までに「変更通知書」をご提出ください（「変更通知書」は当機関ウェブサイト https://www.occto.or.jp/kaiin/henkou_dattai.html からご入手ください）。
 5. 「議決権行使書」を事前にご提出いただいた場合であっても、本総会にご出席いただいた場合には、本総会における議決権行使の内容を優先させていただきます。
 6. 複数のライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、平成29年6月1日（木曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
 7. 総会参考書類に修正が生じた場合は、当機関ウェブサイト（<http://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。

電力広域的運営推進機関

(別添)

総会参考書類

<決議事項>

第1号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会（第3回）の審議結果を踏まえ、連系線の効率的利用、公平性・透明性の確保及び市場環境の整備の観点から連系線利用ルールを「先着優先」から「間接オークション」へ変更するため並びに一部業務の明確化等を図るためとなります。

第2号議案 平成28年度事業報告決定の件

平成28年度の事業報告について、別紙2のとおりにいたしたいと存じます。

本事業報告に関しては、別紙6の電気事業法第28条の49第2項に基づく本機関監事の意見書を頂いております。

第3号議案 平成28年度決算報告決定の件

平成28年度の決算報告について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

本決算報告に関しては、別紙6の電気事業法第28条の49第2項に基づく本機関監事の意見書を頂いております。

第4号議案 理事1名選任の件

理事佐藤悦緒は平成29年8月28日をもって任期満了となりますので、理事1名の選任をお願いいたしたいと存じます。候補者は次のとおりです。

理事候補者

氏名	現職
佐藤 悦緒 (さとう えつお)	本機関理事（再任）

【参考事項】理事候補者1名の略歴等

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
佐藤 悦緒 (53歳)	【最終出身校】 昭和62年 3月 東京大学経済学部経済学科卒業 【略歴】 昭和62年 4月 通商産業省入省（機械情報産業局総務課） 平成 7年 6月 山口県商工労働部工業振興課長 平成18年 6月 経済産業省中小企業庁事業環境部財務課長 平成21年 7月 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長 平成24年 7月 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 平成25年 6月 経済産業省大臣官房参事官（商務流通保安グループ担当） 平成26年 7月 中小企業庁事業環境部長 平成27年 8月 電力広域的運営推進機関 事務局長・参与 平成27年 8月 電力広域的運営推進機関 理事・事務局長（現）

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（業務規程一部変更、平成28年度事業報告決定及び平成28年度決算決定）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたく存じます。

<報告事項>

1. 送配電等業務指針一部変更の件

(1) 変更の内容

別紙4のとおり変更することを平成29年5月12日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

(2) 変更の理由

電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会（第3回）の審議結果を踏まえ、連系線の効率的利用、公平性・透明性の確保及び市場環境の整備の観点から連系線利用ルールを「先着優先」から「間接オークション」へ変更するため並びに一部業務の明確化等を図るためとなります。

2. 監査報告の件

電気事業法第28条の20第3項及び第28条の49第2項に基づき本機関監事が実施した平成28年度に係る監査の結果について、別紙5及び別紙6のとおり報告いたします。

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更
平成29年4月1日変更

平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更
平成29年4月1日変更
平成29年 月 日変更

変更前 (変更点の下線)

変更後 (変更点の下線)

(用語)
 第2条 (略)
 2 (略)
 一・二 (略)
 三 「昼間帯」とは、毎日8時から22時までの時間をいう。
 四 「夜間帯」とは、昼間帯以外の時間をいう。
 五～十七 (略)
 十八 「マージン」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を供給するため若しくは電力系統を安定に保つため、電力市場取引の環境整備のため、又は調整力の供給区域外からの調達のために、連系線の潮流方向ごとの運用容量の和として本機関が管理する容量をいう。
 十九 「計画潮流」とは、連系線の利用者が容量登録した容量の合計として本機関が管理する容量をいう。
 二十～三七 (略)
 三十八 「先渡取引市場」とは、卸電力取引所が運営する一定期間後に受渡しを行う電気の取引をいう。
 三九・四十 (略)
 (新設)
 (新設)

(用語)
 第2条 (略)
 2 (略)
 一・二 (略)
 三 削除
 四 削除
 五～十七 (略)
 十八 「マージン」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を供給するため若しくは電力系統を安定に保つため、又は調整力の供給区域外からの調達のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。
 十九 「計画潮流」とは、本機関が管理する容量登録(第42号に定める。)された潮流をいう。
 二十～三七 (略)
 三十八 「電源線」とは、電源線に係る費用に関する省令(平成十六年経済産業省省令第百十九号)に定める意義を有する。
 三九・四十 (略)
 四一 「市場分断」とは、卸電力取引所の取引規程に定める「市場分断処理」を行う必要がある場合をいう。
 四二 「容量登録」とは、連系線を利用する容量として、本機関が広域機関システムに潮流を登録することをいう。

(職員の処分)

第17条 (略)
 2 (略)

別表2-1 組織の業務分掌

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括に関すること(以下「 <u>に関すること</u> 」の記載を省く。)、 <u>国の各種機関との連絡調整(許認可申請に関する総括を含む。)</u> 、総会、役員・秘書、理事會、評議員・評議員會、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務、環境、組織・要員、委員会、人事・労務、総理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム(運用部所管のものを除く。)の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項
企画部	予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計(年次報告書の作成を含む。)、渉外、業務改善
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務

(職員の処分)

第17条 (略)
 2 (略)

別表2-1 組織の業務分掌

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括に関すること(以下「 <u>に関すること</u> 」の記載を省く。)、 <u>国の各種機関との連絡調整(許認可申請に関する総括を含む。)</u> 、総会、役員・秘書、理事會、評議員・評議員會、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務、環境、組織・要員、委員会、人事・労務、総理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム(運用部所管のものを除く。)の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項
企画部	予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計(年次報告書の作成を含む。)、渉外、業務改善
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務

変更前 (変更点以下線)		変更後 (変更点以下線)	
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系統の管理 (運用容量・利用計画・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守	運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系統の管理 (運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守
運用部 (広域運用センター)	需給及び系統の状況の監視・管理	運用部 (広域運用センター)	需給及び系統の状況の監視・管理
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理 (あっせん・調停)、指導・警告	紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理 (あっせん・調停)、指導・警告
監査室	内部監査	監査室	内部監査
別紙2-1 (略)		別紙2-1 (略)	
第19条	(需要想定要領の策定) 本機関は、一般送配電事業者及び小売電気事業者 (登録特定送配電事業者を含む。) たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領 (以下「需要想定要領」という。) を策定し、会員に通知するとともに公表する。 一～六 (略)	第19条	(需要想定要領の策定) 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者 (登録特定送配電事業者に限る。) たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領 (以下「需要想定要領」という。) を策定し、会員に通知するとともに公表する。 一～六 (略)
第22条	(全国の経済見通しの策定) 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに、一般送配電事業者及び小売電気事業者 (登録特定送配電事業者を含む。) たる会員に通知するとともに公表する。	第22条	(全国の経済見通しの策定) 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者 (登録特定送配電事業者に限る。) たる会員に通知するとともに公表する。
第34条	(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析) 本機関は、定款第41条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画のとりまとめに基づき需給バランス評価、及び、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。	第34条	(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析) 本機関は、定款第41条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画のとりまとめに基づき需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。
第51条	(計画策定プロセスの開始) 一 (略) ア・イ (略) 二 送配電等業務指針に定める電気供給事業者より、次のアからウのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合 ア～ウ (略) 三 (略)	第51条	(計画策定プロセスの開始) 一 (略) ア・イ (略) 二 電気供給事業者から次のアからウのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合 ア～ウ (略) 三 (略)
第52条	(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認) 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者たる会員による流通設備計画によって、計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めるときは、前条第1号及び第2号にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。	第52条	(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認) 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によって、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めるときは、前条第1号及び第2号にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(事前相談の回答)</p> <p>第70条 本機関は、前条による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無 (連系制限がある場合は、容量面から評価した連系可能な最大受電電力)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(事前相談の回答)</p> <p>第70条 本機関は、前条第2項又は第3項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無 (連系制限がある場合は、容量面から評価した連系可能な最大受電電力)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否 (連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)</p> <p>二 系統連系工事の概要 (特定系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等)</p> <p>三～八 (略)</p> <p>2 本機関は、前項による回答を前条第1項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。</p> <p>3 本機関は、前条による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合は、第1項の内空に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条第3項又は第4項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否 (連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)</p> <p>二 系統連系工事の概要 (特定系統連系希望者が希望する場合は、設計図書又は工事概要図等)</p> <p>三～八 (略)</p> <p>2 本機関は、前項による回答を前条第2項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。</p> <p>3 本機関は、前条による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合は、第1項の回答及び説明に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(工事費負担金を共同負担する意思の確認)</p> <p>第85条 本機関は、各優先系統連系希望者に対し、前条第3項の再接続検討の回答内容を踏まえ、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。</p> <p>2 各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合に確定するものとする。</p>	<p>(工事費負担金を共同負担する意思の確認)</p> <p>第85条 本機関は、前条第3項の通知後、各優先系統連系希望者に対し、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。</p> <p>2 本機関は、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合には、各優先系統連系希望者の工事費負担金の額を確定させるものとする。</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスの中止)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者 (応募を希望する者を含む。) に対して、意見を聴取しなければならぬ。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(電源接続案件募集プロセスの中止)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者 (応募を希望する者を含む。) に対して、意見を聴取する。</p> <p>3 (略)</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)</p> <p>第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画(以下「リプレース対象廃止計画」という。)が記載されている場合において、次の各号のいずれにも該当するとき(以下「リプレース」という。)は、リプレース対象廃止計画を公表する。</p> <p>一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等の最大受電電力が10万キロワット以上であること</p> <p>二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者(以下「リプレース対象事業者」という。)が発電設備等の建替えを行う場合(以下、建替えを行う新規の発電設備等を「新設発電設備等」という。)。但し、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(建替え前の発電設備等が連系している条件での連系可能量をいう。)の範囲内である場合を除く。</p> <p>三 発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所(専ら当該発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたものを除き、以下「第一電気所」という。)が同一となる地域で建替え後の新設発電設備等が連系等される場合。但し、第一電気所が同一であっても、母線分割等によって上位系統が異なる場合は除く。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)</p> <p>第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画(以下「リプレース対象廃止計画」という。)が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当するとき(以下「リプレース」という。)は、リプレース対象廃止計画を公表する。</p> <p>一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等(以下「リプレース発電設備等」という。)の最大受電電力が10万キロワット以上であること</p> <p>二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者(以下「リプレース対象事業者」という。)が発電設備等の建替えを行う場合(以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等(特別高圧の系統に連系するものに限る。))を「新設発電設備等」という。)。但し、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備(当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。))における連系可能量をいう。)の範囲内である場合を除く。</p> <p>三 次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合。</p> <p>ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所(専らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。))において、リプレース発電設備等の電源線が異なる場合を除く。</p> <p>イ 新設発電設備等が、リプレース発電設備等とループ状に設置された基幹的な送電設備とを連系する電源線に直接連系するとき又は当該電源線から分岐する送電又は配電に係る設備を介して当該電源線に連系するとき。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)</p> <p>第91条 本機関は、前条に基づきリプレース対象廃止計画を公表した発電設備等(以下「リプレース発電設備等」という。))について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する系統連系希望者を募集する手続(以下「リプレース案件系統連系募集プロセス」という。)を開始する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)</p> <p>第91条 本機関は、前条第1項に基づき公表したリプレース発電設備等について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続(以下「リプレース案件系統連系募集プロセス」という。))を開始する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセス開始の通知)</p> <p>第92条 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統(以下、本節において「プロセス対象送電系統」という。))を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。</p> <p>2 リプレース案件系統連系募集プロセス開始した場合、同プロセス開始時点から同プロセスを完了又は中止するまでの間、リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系可能量に相当する系統容量を暫定的に確保するものとし、本機関は、前項の通知に際して、確保すべき容量を一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>(リプレース案件系統連系募集プロセス開始の通知)</p> <p>第92条 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統(以下「プロセス対象送電系統」という。))を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。</p> <p>2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセス開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系可能量に相当する容量を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(リブレース案件系統連系募集プロセスの中止) 第93条 (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 <u>リブレースの新設発電設備等の開発計画が中止となったとき</u> <p>2 (略)</p>	<p>(リブレース案件系統連系募集プロセスの中止) 第93条 (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 <u>新設発電設備等の開発計画が中止となったとき</u> <p>2 (略)</p>
<p>(リブレース案件系統連系募集プロセスへの応募) 第94条 (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 本機関は、前項の応募の受付に際し、<u>接続検討の申込みを受け付ける。</u> 3 <u>前項の接続検討については第81条を準用する。</u> 	<p>(リブレース案件系統連系募集プロセスへの応募) 第94条 (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 本機関は、前項の応募の受付については、<u>第81条を準用する。</u> (削除)
<p>(連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い) 第95条 本機関は、前条に基づく接続検討の回答を踏まえた上で、連系等を希望する応募者の発電設備等の容量の合計（以下「連系希望容量」という。）が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系希望容量とリブレース発電設備等の廃止により生ずる連系希望容量の合計をいう。以下、本節において同じ。）の範囲内である場合は、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能であることを通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項に掲げる場合においては、応募締切時点から本機関が定める日までの間、プロセス対象送電系統において連系希望量に相当する容量を暫定的に確保するものとし、<u>本機関は、確保すべき容量を一般送配電事業者たる会員に通知する。</u> 	<p>(連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い) 第95条 本機関は、前条に基づく接続検討の回答を踏まえた上で、連系等を希望する応募者の発電設備等の容量の合計（以下「連系希望容量」という。）が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系希望容量とリブレース発電設備等の廃止により生ずる連系希望容量の合計をいう。以下、本節において同じ。）の範囲内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能であることを通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 本機関は、前項の場合には、<u>応募締切時点から本機関が定める日までの間、連系希望量に相当する容量を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u>
<p>(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い) 第96条 本機関は、連系希望容量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合は、リブレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、<u>プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2 本機関は、前項において、<u>対象となる全ての連系希望者が電源接続案件募集プロセス以外の公平性が確保された方法により、工費負担金を共同負担する意思を有することを確認できた場合は、同プロセスを省略することができる。</u> 3 (略) 4 本機関は、第1項に掲げる場合において、<u>応募締切時点から電源接続案件募集プロセスの募集容量の公表日までの間、プロセス対象送電系統において暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u> 5 本機関は、第1項の電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合（中止した場合を含む。）は、<u>募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセスによらず、公平性かつ中立的性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。</u> 	<p>(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い) 第96条 本機関は、連系希望容量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リブレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 本機関は、前項の場合において、<u>電源接続案件募集プロセス以外の公平性が確保された方法によつて、対象となる全ての連系希望者が工費負担金を共同負担する意思を有することを確認できたときは、同プロセスを省略することができる。</u> 3 (略) 4 本機関は、第1項に掲げる場合において、<u>応募締切時点から電源接続案件募集プロセスの募集容量の公表日までの間、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u> 5 本機関は、第1項に基づき開始した電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合（中止した場合を含む。）には、<u>募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセス以外の公平性及び中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。</u>
<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証) 第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討の申込みを行い、回答を受けた案件について、<u>当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第3項又は第71条第4項に準じて確認し、必要に応じて検証する。</u></p>	<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証) 第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討の申込みを行い、回答を受けた案件について、<u>当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項に準じて確認及び検証を行う。</u></p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>2 (略)</p> <p>(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)</p> <p>第99条 本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一し、<u>本機関が定め、公表する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(需給状況の監視の対象)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア 小売電気事業者たる会員 (登録特定送配電事業者たる会員を含む。) の需要及び供給力の確保に関する状況</p> <p>イ 発電事業者たる会員の発電量及び発電余力に関する状況</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)</p> <p>第99条 本機関は、<u>本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一して定め、公表する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(需給状況の監視の対象)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア 小売電気事業者たる会員及び<u>特定送配電事業者たる会員 (登録特定送配電事業者に限る。)</u>の需要及び供給力の確保に関する状況</p> <p>イ (略)</p> <p>二～四 (略)</p>
<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、<u>それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。</u></p> <p>一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画並びに<u>連系統利用に関する計画</u></p> <p>二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画並びに<u>連系統利用に関する計画</u></p> <p>三 一般送配電事業者たる会員 次のアからエまでに定める計画及び情報</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>四 特定送配電事業者たる会員 (登録特定送配電事業者たる会員を含む。) 供給区域の需要及び供給力並びにFIT電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画</p> <p>五 需要抑制契約者 需要抑制量に関する計画及び<u>連系統利用に関する計画</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、<u>それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。</u></p> <p>一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画並びに<u>調達及び販売に関する計画</u></p> <p>二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画並びに<u>調達及び販売に関する計画</u></p> <p>三 一般送配電事業者たる会員 次のアからオまでに定める計画及び情報</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>四 特定送配電事業者たる会員 供給区域の需要及び供給力並びにFIT電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画</p> <p>五 需要抑制契約者 需要抑制量に関する計画並びに<u>調達及び販売に関する計画</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う (以下、本条及び第117条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。)。但し、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順により、<u>第111条第1項の指示を行う。</u></p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う (以下、本条及び第117条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。)。但し、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、<u>本機関は、以下の手順により、第111条第1項の指示を行う。</u></p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(特定の会員の需給状況の悪化時における指示)</p> <p>第115条 本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者たる会員（登録特定送配電事業者たる会員を含む。）の需給状況を改善する必要があると認めるときは、当該会員に対し、第111条第1項の事項を指示する。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(特定の会員の需給状況の悪化時における指示)</p> <p>第115条 本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者又は特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員の需給状況を改善する必要があると認めるときは、当該会員に対し、第111条第1項の事項を指示する。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 本機関は、第111条に基づく指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合は、連系線を最大限、活用するものとする。</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合は、本機関は、第152条及び第153条に基づき、連系線のマージン及び運用容量を拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。但し、本機関が第111条第1項の指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を供給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p>	<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 本機関は、第111条に基づく指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合には、連系線を最大限、活用するものとする。</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合は、本機関は、第152条及び第153条に基づき、連系線のマージン及び運用容量を拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。但し、本機関が第111条の指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を供給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p>
<p>(下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示)</p> <p>第117条 本機関は、下げ代不足時において、第152条に基づくマージンの使用によっても、本機関の指示に基づく電気の供給に必要な連系線の容量を確保できない場合には、当該連系線を利用する会員（但し、当該連系線を利用して当該会員が供給を受ける電源が下げ代不足一般送配電事業者の供給区域に存し、当該電源の発電量の抑制が可能の場合に限る。）に対し、下げ代不足一般送配電事業者の供給区域外へ供給する必要がある電気の量について、当該連系線の利用計画又は通告値の抑制及び当該利用計画等にかかる電源の発電量の抑制を指示することができる。</p>	<p>第117条 <u>削除</u></p>
<p>(需給状況悪化時等の1時間前取引及び通告変更の申込みの取扱い)</p> <p>第123条の2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合、需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合その他本機関が通告変更を処理することが困難な場合は、<u>通告変更の申込み及び1時間前取引の送電可否判定の照会を受け付けない</u>ことができる。但し、この場合、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。</p>	<p>(需給状況悪化時等の1時間前取引の取扱い)</p> <p>第123条の2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、1時間前取引の送電可否判定の照会を受け付けないことができる。但し、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。</p>

変更前 (変更点に下線)		変更後 (変更点に下線)	
(連系線の管理) 第124条 (略)		(連系線の管理) 第124条 (略)	
別表10-1 連系線			
連系線	区間	対象設備	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備	北海道・本州間電力連系設備
東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線	三重東近江線
中部北陸間連系設備(※1)	中部～北陸	南福光連系所、南福光変電所の連系設備	南福光連系所、南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線(※1)	北陸～関西	越前嶺南線	越前嶺南線
関西中国間連系線(※2)	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線	関門連系線
(※1)・(※2) (略)			
(連系線の管理の原則) 第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、次の各号を原則とする。		(連系線の管理の原則) 第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、前日スポット取引又は1時間前取引に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。	
一 先着優先 連系線の利用において、先に受理した計画を後から受理した計画より優先して扱うこと		(削除)	
二 空おさえの禁止 連系線の利用の計画段階において、実際に利用することが合理的に見込まれる量を超えて連系線の容量を確保する行為(以下「空おさえ」という。)を禁止すること		(削除)	

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)								
<p>(運用容量の設定)</p> <p>第126条 本機関は、翌年度以降の長期計画及び年間計画における連系線の運用容量（以下、本章において単に「運用容量」という。）を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、<u>回</u>検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、<u>混雑</u>の発生を抑制することが可能であると認めるときは、その細分化を行う。</p> <p>2 本機関は、前項に基づき公表した検討条件に関し、<u>連系線</u>を利用する者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 本機関は、<u>月間計画</u>、<u>週間計画</u>及び<u>翌日計画</u>以降の運用容量について、別表12-1(d)に定める公表時期までに、年間計画における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。</p>	<p>(運用容量の設定)</p> <p>第126条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量（以下、本章において「運用容量」という。）を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、<u>運用容量検討会</u>の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、<u>市場分断</u>の発生を回避することが見込まれるときは、その細分化を行う。</p> <p>2 本機関は、前項に基づき公表した検討条件に関し、<u>他の供給区域からの電気の調達又は他の供給区域への電気の販売</u>を行おうとする電気供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 本機関は、<u>月間</u>、<u>週間</u>、<u>翌々日</u>及び<u>翌日</u>以降の運用容量の<u>各断面</u>について、別表12-1(d)に定める公表時期までに、年間における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。</p>								
<p>(マージンの設定及び更新の考え方の公表)</p> <p>第128条 本機関は、<u>連系線毎の長期から実需給断面におけるマージンの設定及び更新の考え方</u>を定め、これを公表する。 (新設)</p>	<p>(マージンの設定及び公表)</p> <p>第128条 本機関は、<u>連系線毎の実需給断面におけるマージンの設定の考え方</u>（以下「マージンの設定の考え方」という。）を定め、これを公表する。</p> <p>2 本機関は、<u>実需給断面におけるマージンが必要な場合を除き、原則としてマージンの値をゼロとするものとし、マージンを確保する必要がある場合には、確保するマージンの値及び確保する理由を公表する。</u></p> <p>3 本機関は、<u>マージンの設定の考え方に基づき、長期、年間及び翌々日におけるマージンを設定し、別表12-1(d)に定める公表時期までに、これを公表する。</u></p>								
<p>(マージンの算出)</p> <p>第129条 (略)</p> <p>2 本機関は、<u>マージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間におけるマージンの値を算出する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 本機関は、<u>マージンの設定の考え方に基づき、別表12-1(d)に定める公表時期までに、翌々日のマージンの値を算出する。</u> (削除)</p>	<p>(マージンの算出)</p> <p>第129条 (略)</p> <p>2 本機関は、<u>マージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間におけるマージンの値を算出する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 本機関は、<u>マージンの設定の考え方に基づき、別表12-1(d)に定める公表時期までに、翌々日のマージンの値を算出する。</u></p>								
<p>別表10-2 マージン減少の時期及び対象期間</p> <table border="1" data-bbox="1268 1299 1412 2083"> <thead> <tr> <th>マージン減少の時期</th> <th>マージン減少の対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間の空容量の算出・公表時</td> <td>第1年度</td> </tr> <tr> <td>月間の空容量の算出・公表時</td> <td>翌々月</td> </tr> <tr> <td>翌々日の空容量の算出・公表時</td> <td>翌々日</td> </tr> </tbody> </table>	マージン減少の時期	マージン減少の対象期間	年間の空容量の算出・公表時	第1年度	月間の空容量の算出・公表時	翌々月	翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日	<p>(削除)</p>
マージン減少の時期	マージン減少の対象期間								
年間の空容量の算出・公表時	第1年度								
月間の空容量の算出・公表時	翌々月								
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日								

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)																
<p>(マージンの見直し) 第130条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第128条で定めたマージンの設定又は更新の考え方を見直した場合</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、マージンの値を見直す場合には、緊急の場合を除き、マージンの見直し前に、マージンの見直し時期、見直後のマージンの値その他必要な事項を公表する。</p> <p>4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合は、第129条第2項から第4項に定める手続に準じて見直しを行う。</p>	<p>(マージンの見直し) 第130条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 マージンの設定の考え方を見直した場合</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項に基づきマージンの値を見直した場合には、遅滞なく、見直後のマージンの値その他必要な事項を公表する。</p> <p>4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合には、第129条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。</p>																
<p>(空容量の算出及び公表)</p> <p>第133条 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、別表10-3に定める断面(対象とする期間に応じた計画作成の単位をいう。以下同じ。)において、連系統の空容量を算出し、公表する。</p> <p>2 連系統の空容量は、別表10-4に掲げる算出式に基づき、算出する。(新設)</p>	<p>(空容量の算出)</p> <p>第133条 本機関は、第126条第3項又は第5項に基づき算出された運用容量の各断面において、連系統の空容量を算出し、公表する。</p> <p>2 連系統の空容量は、別表10-2に掲げる算出式に基づき、算出する。</p> <p>3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前2項に準じて空容量を算出し、公表する。</p>																
<p>別表10-3 計画潮流の断面</p> <table border="1" data-bbox="1149 235 1300 627"> <thead> <tr> <th>対象期間</th> <th>長期計画 (第3～第10年度)</th> <th>年間計画 (第1～第2年度)</th> <th>月間計画 (3週間先～翌々月)</th> <th>週間計画 (2日先～翌々週)</th> <th>翌日計画・通告値運用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断面</td> <td>各年度別の最大時kW</td> <td>日別の昼間帯、夜間帯の最大時kW</td> <td>日別の昼間帯、夜間帯の最大時kW</td> <td>3.0分ごとのkW</td> <td>3.0分ごとのkW</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表10-4 空容量の算出式</p> <table border="1" data-bbox="1149 627 1300 929"> <tr> <td>空容量算出式(※1、※2、※3、※4、※5、※6)</td> <td>空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td> </tr> </table> <p>(※1) (略)</p> <p>(※2) 算出式におけるマージンの値は、第151条のマージンを利用した連系統利用計画及び第152条のマージンを使用した連系統利用計画の連系統利用量を控除して用いる。</p> <p>(※3) (略)</p> <p>(※4) 広域周波数調整に必要な容量については、その実施を決定した時点で、空容量から控除するものとする。</p>	対象期間	長期計画 (第3～第10年度)	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (3週間先～翌々月)	週間計画 (2日先～翌々週)	翌日計画・通告値運用	断面	各年度別の最大時kW	日別の昼間帯、夜間帯の最大時kW	日別の昼間帯、夜間帯の最大時kW	3.0分ごとのkW	3.0分ごとのkW	空容量算出式(※1、※2、※3、※4、※5、※6)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流	<p>別表10-2 空容量の算出式</p> <table border="1" data-bbox="1149 336 1244 627"> <tr> <td>空容量算出式(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)</td> <td>空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td> </tr> </table> <p>(※1) (略)</p> <p>(※2) 算出式におけるマージンの値は、第152条のマージン使用に係る計画潮流を控除して用いる。</p> <p>(※3) (略)</p> <p>(※4) 広域周波数調整に必要な容量は、その実施を決定した時点で、空容量から控除するものとする。</p> <p>(※5) 関西中国間連系統の空容量は、計画潮流は関中フエンス潮流の値とする。</p>	空容量算出式(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
対象期間	長期計画 (第3～第10年度)	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (3週間先～翌々月)	週間計画 (2日先～翌々週)	翌日計画・通告値運用												
断面	各年度別の最大時kW	日別の昼間帯、夜間帯の最大時kW	日別の昼間帯、夜間帯の最大時kW	3.0分ごとのkW	3.0分ごとのkW												
空容量算出式(※1、※2、※3、※4、※5、※6)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流																
空容量算出式(※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流																

変更前 (変更点以下線)	変更後 (変更点以下線)
<p>(※5) 関西中国間連系線の空容量においては、計画潮流は関中フエンス潮流の値とする。</p> <p>(※6) 関西四国間連系設備の四国向き空容量においては、運用容量は四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(※6) 関西四国間連系設備の四国向き空容量は、運用容量は四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。</p> <p>(※7) 月間又は週間における空容量算出は、年間のマージンと同一の値を用いる。</p>
<p>(連系線の計画潮流の管理)</p> <p>第134条 (略)</p> <p>一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、原則として、供給開始日の10営業日前までに、連系線の利用を希望する者から別表10-3に定める計画潮流の断面ごとに連系線の利用希望量を示した計画（以下「連系線希望計画」という。）の提出を受ける。（以下、連系線希望計画を提出した者を「連系線利用申込者」という。）</p> <p>二 本機関は、提出を受けた連系線希望計画を、連系線の利用に係る送電経路上の一般送配電事業者たる会員（以下「関連一般送配電事業者」という。）に対して、送付する。</p> <p>三 本機関は、提出を受けた連系線希望計画から順に、第137条に定めるところにより、連系線希望計画が計画潮流に登録可能であるか否かの判定（以下「送電可否判定」という。）を行う。</p> <p>四 本機関は、送電可否判定において連系線希望計画を送電可能と判定した場合（第137条第1項により一部を送電可能と判定する場合を含む。）、判定した時刻を当該連系線希望計画の登録時刻とし（以下「時刻登録」という。）、当該連系線希望計画（一部を送電可能と判定した場合は送電可能となる断面に限る。）を計画潮流に登録する（以下「容量登録」という。）。</p> <p>五 本機関は、供給開始日の2日前の12時までに、新規の容量登録を完了する。但し、第2項に定める卸電力取引所の取引及び本機関の指示等に基づく連系線の利用については、供給開始日の2日前の12時以降であっても、新規の送電可否判定及び容量登録を行う。</p> <p>六 本機関は、連系線希望計画の容量登録を行った場合は、連系線利用申込者及び関連一般送配電事業者に対して、その旨を通知する（以下、容量登録された連系線希望計画を「連系線利用計画」という。）。</p> <p>2 本機関は、前項に掲げる場合のほか、卸電力取引所から、先渡取引、スポット取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報の通知を受けた場合には、前項に準じて、送電可否判定及び容量登録を行う。</p> <p>3 本機関は、連系線の空容量が増加する場合であって、その全部又は一部に対して特定の電源からの供給に利用することを前提に費用の応分の負担が行われるときは、連系線希望計画の受付期間を事前に公表の上、公平性及び透明性が確保された方法によって、連系線希望計画の提出を希望する者を募集することができる。この場合、連系線希望計画の登録時刻は同時刻とする。但し、費用負担が行われた対象の電源から供給される連系線希望計画については、費用負担に応じた容量の範囲内において、他の連系線希望計画に先立って提出を受ける。</p>	<p>(連系線の計画潮流の管理)</p> <p>第134条 (略)</p> <p>一 本機関は、卸電力取引所から、スポット取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報（以下「取引情報」という。）の通知を受ける。</p> <p>(削除)</p> <p>二 本機関は、通知を受けた取引情報が連系線に容量登録可能であるか否かの判定（以下「送電可否判定」という。）を行い、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じないと判断した場合には、当該取引情報を送電可能と判定する。</p> <p>三 本機関は、送電可否判定において取引情報を送電可能と判定した場合には、当該取引情報の容量登録を行い、計画潮流として管理するとともに、卸電力取引所に当該取引情報が送電可能となることを通知する。</p> <p>四 本機関は、送電可否判定において取引情報を送電不可と判定した場合には、卸電力取引所に当該取引情報が送電不可となることを通知する。</p> <p>五 本機関は、取引情報の容量登録を行った場合には、計画潮流を連系線の利用に係る送電経路上の一般送配電事業者たる会員（以下「関連一般送配電事業者」という。）に対して、その旨を通知する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(送電可否判定及び容量登録の扱い)</p> <p>第135条 前条にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる場合は、送電可否判定及び容量登録を行わない。</p> <p>一 連系線希望計画に係る発電設備等の接続検討(低圧配電線連系の発電設備等においては、契約申込みをいう。)が事前に完了していることが確認できなかつたとき</p> <p>二 連系線希望計画に対応する供給先となる事業者(以下「供給先事業者」という。)が確保されていることが確認できなかつたとき。但し、次のア及びビに掲げる場合は除く。</p> <p>ア 連系線を利用するまでの期間が1年を超え、供給先事業者の確保に関する計画がある場合。但し、連系線の効率的利用を阻害しないと見込まれる場合に限る。</p> <p>イ 供給先事業者が確保できていない発電事業者たる会員その他の発電設備設置者(発電設備等を設置しようとする者を含む。以下「供給先未定発電事業者等」という。)から提出された連系線希望計画であつて、経済産業省令に準じる発電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料(以下「計画書等」という。)又は連系線利用申込者が提出した供給計画に基づき、その内容に妥当性が認められる場合</p> <p>三 申込時の提出データに欠損あるいは内容の不備があつたとき</p> <p>2 既存の複数の託送供給契約が一つの契約に統合されたときは、統合前の契約に対応する連系線利用計画の登録時刻が各々継続される。</p>	<p>第135条 削除</p>
<p>(連系線利用計画の承継)</p> <p>第136条 本機関は、供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保したことが確認できた場合において、送配電等業務指針に定めるところにより、当該供給先未定発電事業者等及び供給先事業者から連系線利用計画を承継する旨の通知を受けたときは、当該供給先未定発電事業者等が有する連系線利用計画の全部又は一部を、供給先事業者に承継させることができる。</p> <p>2 本機関は、前項に基づき供給先事業者に連系線利用計画を承継された場合においては、連系線利用計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の連系線希望計画の時刻登録を行う。</p>	<p>第136条 削除</p>
<p>(連系線希望計画に対する送電可否判定)</p> <p>第137条 本機関は、連系線希望計画に対する送電可否判定においては、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じない範囲において、送電可能と判定する。但し、連系線希望計画の一部を送電可能と判定する場合は、連系線利用申込者がその旨を希望する場合に限る。</p> <p>2 前項にかかわらず、本機関が、受け付けた連系線希望計画のうち容量算出用を更新された連系線利用計画(以下「更新利用計画」という。)の提出期限(以下「更新計画提出期限」という。)から別表1.2-1(d)の容量の公表時期までの期間(以下「計画更新期間」という。)に該当する断面については、送電不可と判定する。</p> <p>3 本機関は、送電可否判定において、連系線希望計画の全部又は一部を送電不可と判定したときは、判定結果とともに、送電不可となる断面及び送電可能量を、連系線利用申込者に通知する。</p>	<p>第137条 削除</p>

変更前 (変更点に下線)		変更後 (変更点に下線)	
(マージンの算定) 第198条 マージンの値は、本機関が必要量を算定し、その算定過程及び結果を公表するものとする。		(業務規程第129条へ移設) 第198条 削除	
第2節 連系線の利用 (連系線の利用申込み) 第199条 連系線利用申込者は、原則として、供給開始日の1.0営業日前までに、本機関に対し、連系線希望計画を提出しなければならない。但し、連系線希望計画は、第201条に基づき供給先未定発電事業者等が提出する場合は、連系線利用に伴う供給先事業者が提出するものとする。		(削除) 第199条 削除	
(更新した連系線利用計画の提出) 第200条 連系線利用者は、本機関が連系線の潮流を監視し、計画潮流を更新するため、次の各号に掲げる計画を別表11-1で定める断面毎の提出期限までに、本機関に提出しなければならない。但し、更新前の連系線利用計画から変更がない場合については、提出することを要さない。 一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画 二 空容量算出用に更新された連系線利用計画 2 連系線利用者は、翌日計画以降において、連系線利用計画を関係する調達計画及び販売計画と一致させなければならない。		第200条 削除	

別表11-1 連系線利用計画の断面及び提出スケジュール

対象期間	長期計画 (第3～ 第10年度)	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月～ 翌々月)	週間計画 (翌週～ 翌々週)	翌日計画	当日計画
断面 (※1)	各年度別の 最大時kW	日別(※2) の昼間帯、夜 間帯の最大時 kW	日別(※2) の昼間帯、夜 間帯の最大時 kW	3.0分ごと のkW	3.0分ごと のkW	3.0分ごと のkW
作業停止計 画の調整用 に更新され た連系線利 用計画の提 出期限	毎年 1月15日 17時	毎年 12月20日 17時	毎月5日 17時			
空容量算出 用に更新さ れた連系線 利用計画の 提出期限	毎年 3月10日 17時	毎年 3月1日 17時	毎月15日 17時	毎週火曜日 17時 (※3)	受給日の 前日12時 (※4)	原則として 3.0分ごと の実需給の 開始時刻の 1時間前

(※1) 計画潮流及び空容量の単位

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(※2) 「平日及び休日」単位で提出された計画は、本機関で「日別」単位に変換する。</p> <p>(※3) 提出期限や更新期限が休業日に当たり期限の調整が必要になる場合は、本機関が、提出期限及び更新期限を定め、これを公表する。</p> <p>(※4) 受給日の前日が休業日の場合も含む。</p> <p>(供給先未定発電事業者等による連系線の利用申込み)</p> <p>第201条 供給先未定発電事業者等は、連系線の利用を希望する場合、長期計画に限り、連系線希望計画及び前条第1項に掲げる更新された連系線利用計画を提出することができる。</p> <p>2 供給先未定発電事業者等は、連系線希望計画又は更新利用計画を本機関に提出しようとする場合は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 経済産業省令に準じた計画書等(但し、本機関が供給先未定発電事業者等から提出を受けた供給計画により連系線希望計画又は連系線利用計画の妥当性が確認できる場合はこの限りでない。)</p> <p>二 その他本機関が必要とする書類</p> <p>3 供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>4 連系線利用計画を提出した供給先未定発電事業者等が、供給先事業者を確保したときは、次の各号に掲げる手続きに基づき、当該連系線利用計画の全部又は一部を承継することができる。</p> <p>一 供給先事業者は、第199条に準じ、本機関に対し連系線希望計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から連系線利用計画を承継する旨を通知する。</p> <p>二 供給先未定発電事業者等は、前号の供給先事業者へ連系線利用計画を承継する旨を本機関に通知する。</p>	<p>第201条 削除</p>
<p>(空おさえの禁止)</p> <p>第202条 連系線利用者及び連系線利用申込者(以下、本節において「連系線利用計画等提出者」という。)は、実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて、前3条に定める連系線希望計画及び更新利用計画の提出並びに連系線利用計画の変更及び通告変更の申込み(以下、総称して本節において「連系線希望計画の提出等」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 連系線利用者は、連系線希望計画の提出後又は更新利用計画の提出後、次の各号に掲げる場所により、実際に連系線を利用する量が減少することが合理的に見込まれる場合には、連系線利用計画の更新若しくは変更又は通告変更を行い、容量登録した連系線利用計画又は通告値を減少しなければならぬ。</p> <p>一 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により、連系線利用計画等に対応する供給力等の減少の見込みが明らかになったとき</p> <p>二 電力の供給に係る契約の変更又は電力の取引に関する計画の変更により、容量登録している量の連系線の利用が見込まれないことが明らかになったとき</p> <p>三 連系線利用計画等に対応する需要等の減少の見込みが明らかになったとき</p> <p>四 業務規程別表10-3に定める計画潮流の断面の細分化に伴い、細分化後の計画断面において、容量登録している量が実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えているとき</p> <p>五 その他実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて連系線の容量登録をしていないことが明らかになったとき</p>	<p>第202条 削除</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>3. 連系統利用にあたっては、連系統を利用して自然変動電源その他の出力が変動する電源から発電された電気を送電する場合は、連系統希望計画の提出等にあたって、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った上で、蓋然性の高い連系統希望計画の提出等を行うとともに、過去の連系統利用計画等と利用実績との差異の検証を踏まえた改善を行うよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 電力貯蔵装置又は他の電源との併用 二 発電実績統計に基づく安定して発電し得る電力の評価 三 天候予測等に基づく確度の高い発電電力の想定 四 その他の連系統利用者及び連系統利用申込者が蓋然性の高い連系統希望計画の提出等を行うための行為 	<p>第203条 削除</p>
<p>(計画の変更)</p> <p>2. 連系統利用計画等提出者は、連系統希望計画、連系統利用計画又は通告値に変更が生じた場合、速やかに連系統利用計画の変更又は通告変更の申込みを行わなければならない。</p> <p>3. 連系統利用計画等提出者は、週間計画以降の連系統利用計画の変更又は通告変更の申込みにおいては、変更理由を付さなければならない。</p> <p>4. 連系統利用計画等提出者は、別表11-1の翌日計画を変更又は当日計画を提出する場合には、本機関及び一般送配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、当該連系統利用計画に係る事業者を通じて本機関に提出することができる。</p>	<p>第204条 削除</p>
<p>(希望する送電経路の選定)</p> <p>2. 連系統利用申込者は、希望する送電経路を選定の上、本機関に対し、希望計画を提出しなければならない。</p> <p>3. 連系統利用申込者は、本機関が交直変換設備の制約の回避その他連系統の効率的な運用に必要であると認める場合は、送電経路の変更について協議しなければならない。</p> <p>(通告変更の申込み期限)</p> <p>2. 前項にかかわらず、連系統利用者は、ゲートクローズ以降(実需給時間を含む。)であつても、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合は、通告変更の申込みを行うことができる。この場合において、連系統利用者は、発電販売計画等をあわせて変更しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実需給30分断面の終了時刻の15分前までであること 二 同一の発電契約者による供給区域を越えた発電機の持ち替えであること 三 混雑処理を伴わないこと 四 当該連系統利用者の供給先の調達計画に変更が生じないこと 	<p>第205条 削除</p>
<p>(通告値の大幅な変化が想定される場合の措置)</p> <p>2. 一般送配電事業者は、通告値の大幅な変化によって、供給区域内の周波数調整が困難になる又は困難になるおそれがある場合において、その改善のために必要ときは、本機関及び当該通告値の変動の原因となる連系統利用者との協議の上、連系統利用に関する1.5分ごと又は5分ごとの計画値の提出を求めることができる。</p>	<p>第206条 削除</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(複数の連系統希望計画をまとめた連系統の利用)</p> <p>第207条 連系統利用申込者は、交直変換設備の利用に関する制約により連系統を利用することができない場合において、複数の連系統利用申込者の連系統希望計画の内容を考慮することによって、当該制約を回避することができる場合は、当該複数の連系統希望計画を共同で提出することによって、連系統を利用することができる (以下「連系統の共同利用」という。)</p> <p>2 連系統利用申込者は、連系統の共同利用を行うにあたっては、連系統希望計画の提出にあたって、その旨を明示しなければならない。</p> <p>3 連系統利用申込者は、連系統の共同利用を途中で解消し、又はすでに容量登録された単独の連系統利用計画を連系統の共同利用に利用することはできないものとする。</p>	<p>第207条 削除</p>
<p>(マージンの利用)</p> <p>第208条 連系統利用申込者は、業務規程第151条第1項及び第2項に掲げる場合において、連系統のマージンの一部を利用することを希望するときは、本機関に対し、マージンの利用を前提とした連系統希望計画を提出しなければならない。</p>	<p>第208条 削除</p> <p>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージン使用)</p> <p>第208条の2 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系統のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(緊急時の連系統の使用)</p> <p>第208条の3 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足のおそれに対応するために運用容量拡大の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。</p> <p>2 一般送配電事業者は、事前には織り込めない突発的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行ったにもかかわらず需給状況が悪化している場合又は需給状況の悪化が予想される場合への対応のために、一時的に運用容量 (運用容量拡大を行っているときは緊急時運用容量) を超過して連系統を使用したときは、本機関に対し、理由とともに報告する。</p>
<p>第3節 連系統の長期的な容量確保</p> <p>(契約の認定の申請)</p> <p>第209条 連系統の利用を希望する者は、本機関に対し、自己が有する電力の受給又は振替供給に係る契約について、電源投資の円滑化の観点から、連系統の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定を申請することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電源等の承認の申請)</p> <p>第209条 電源等保有者は、本機関に対し、業務規程第144条に定める承認を申請することができる。</p> <p>2 (略)</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(新設)</p> <p>第210条 電源投資の円滑化の観点から、連系統の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定する契約は、次の各号に掲げる契約とする。なお、将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定時点における空容量又は当該連系統利用計画の計画潮流の範囲内で認定を受けることができる。</p> <p>一 長期固定電源に関する契約 原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること</p> <p>二 自然変動電源に関する契約 風力又は太陽光電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること</p> <p>三 連系統同時建設電源に関する契約 前各号に該当する電源のほか、連系統の新設又は増強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約（業務規程第13.5条第2号イに定める供給先未定発電事業者等による連系統利用計画を含む。）であること。但し、当該電源から供給されることを前提に当該連系統の新設又は増強の費用の応分の負担が行われた部分に限る。</p>	<p>(承認を受けた電源等の取扱い)</p> <p>第209条の2 業務規程第14.4条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、前日スポット取引へ影響が生じることがないように翌々日以降の発電に係る計画の変更はできないものとする。但し、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができ、</p> <p>一 発電設備不具合（作業停止期間の延長を含む。）や系統故障等により発電することが難しい場合 減少変更</p> <p>二 発電に係る計画からの増加分と同量以上に運用容量が増加する場合 増加変更</p> <p>2 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第14.3条に基づき混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。</p>
<p>(認定の対象とする契約)</p> <p>第210条 電源投資の円滑化の観点から、連系統の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定する契約は、次の各号に掲げる契約とする。なお、将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定時点における空容量又は当該連系統利用計画の計画潮流の範囲内で認定を受けることができる。</p> <p>一 長期固定電源に関する契約 原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること</p> <p>二 自然変動電源に関する契約 風力又は太陽光電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること</p> <p>三 連系統同時建設電源に関する契約 前各号に該当する電源のほか、連系統の新設又は増強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約（業務規程第13.5条第2号イに定める供給先未定発電事業者等による連系統利用計画を含む。）であること。但し、当該電源から供給されることを前提に当該連系統の新設又は増強の費用の応分の負担が行われた部分に限る。</p>	<p>(業務規程第14.4条の2へ移設)</p> <p>第210条 削除</p>
<p>(認定に係る最大電力)</p> <p>第211条 契約の認定に係る最大電力（以下「認定最大電力」という。）は、認定契約の契約書（契約書、合意書、申合書その他名称の如何を問わず契約内容を記載した書面をいう。以下同じ。）において定められた常時受電可能な電力の最大値（但し、一つの電源から発電された電気を複数の事業者が受電する場合は、契約書において当該事業者が常時受電可能な電力）から、次の各号に掲げる電力を考慮した値とする。</p> <p>一 電源の定格出力を基準とし、発電所の所内電力、自家消費電力その他発電及び送電に伴い消費されるべき電力</p> <p>二 原子力電源の場合において、定格熱出力一定運転によって、定格出力を超える電力</p> <p>2 認定契約に関する契約書に常時受電可能な電力の値が定められていない場合又は契約書が締結されていない場合には、認定最大電力は、次の第1号又は第2号に掲げる値から前項各号に掲げる電力を考慮した値とする。</p> <p>一 供給計画（供給先未定発電事業者等による連系統利用計画においては、第201条第2項各号に定める書類を含む。以下、本条及び次条において同じ。）に計上されている電力（供給計画には明示されていない場合も含む。供給力の算定根拠となつて受電することが見込まれる電力</p> <p>二 過去の実績から高い蓋然性をもつて受電することが見込まれる電力</p>	<p>第211条 削除</p>

変更前 (変更点以下線)	変更後 (変更点以下線)
<p>3. 認定最大電力は、連系統の利用を希望する者が認定を求めた範囲を超えてはならないものとする。</p> <p>(認定される期間)</p> <p>第212条 認定契約に係る認定期間は、契約書において定められている契約の存続期間とする。但し、供給計画に当該契約に基づく電力の供給の計画が計上されている場合において、当該期間が、契約書において定められている期間よりも長期である場合には、供給計画に計上されている期間を認定期間とする。</p>	<p>(業務規程第144条の3へ移設)</p> <p>第212条 削除</p>
<p>(複数の送電経路により受給できる場合の取扱い)</p> <p>第213条 複数の送電経路により受給できる契約については、認定最大電力の範囲内において、送電経路ごとに最大電力を振り分けて定めることができる。</p> <p>(認定契約に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第214条 認定契約を有する者は、認定契約の内容に変更があった場合には、速やかに、本機関に対して、当該認定の変更の申請を行わなければならない。但し、最大電力の減少又は認定期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 前項の契約認定申請書の様式は、本機関が定める。</p>	<p>第213条 削除</p> <p>(承認内容に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第214条 承認電源等保有者は、承認内容に変更があった場合には、速やかに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。但し、承認期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。</p> <p>2. 前項にかかわらず、業務規程第144条の2第2号に掲げる電源を有する承認電源等保有者は、承認内容を変更する年度の前々年度末までに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。</p> <p>3. 承認電源等保有者は、本機関が定めた様式に従った申請書を提出することによって前各項の申請を行う。</p>
<p>(認定契約の定期審査に伴う資料提出)</p> <p>第215条 認定期間が1.0年を超える認定契約を有する者は、認定時点から3年ごとに、当該契約が継続する見通しを本機関に提出しなければならない。</p> <p>(認定期間の延長の仮認定)</p> <p>第216条 期間延長申請を行うとする者(以下「期間延長申請者」という。)は、申請に係る審査の期間を確保するため、認定契約の認定期間の満了日(供給計画等に基づき認定を受けている契約については供給計画の提出日。以下、この条において同じ。)の1か月前から、認定期間延長の仮申請を行うことができる。この場合、期間延長申請者は、認定期間の延長を証する契約書の添付を要しない。</p> <p>2. 仮申請を行った者は、期間の延長が確定した日から1か月以内に、認定期間の延長を証する契約書を添付の上、期間延長申請を行わなければならない。</p>	<p>(電源等の審査に伴う資料提出等)</p> <p>第215条 電源等保有者又は承認電源等保有者は、本機関が業務規程第144条又は第147条の審査を実施するために要請した資料等の提出を行うとともに、電源等又は承認電源等の運用状況を本機関に説明しなければならない。</p> <p>第216条 削除</p>
<p>(認定期間満了日までに期間延長申請等を行わなかった場合の取扱い)</p> <p>第217条 期間延長申請者は、申請に係る契約の認定期間の満了日までに、期間延長申請又は前条による仮申請を行わなかった場合は、認定期間の満了日から1か月以内に限り、期間延長申請を行うことができる。</p>	<p>第217条 削除</p>

変更後 (変更点に下線)	変更前 (変更点に下線)
<p>(削除)</p> <p>(業務規程第143条の2へ移設) 第218条 <u>削除</u></p>	<p>第4節 連系統の混雑処理</p> <p>(混雑処理における抑制順位)</p> <p>第218条 連系統の混雑処理にあたっては、次の各号の順にしたがって、連系統利用計画及び通告値(以下、本章において「連系統利用計画等」という。)を抑制するものとする。</p> <p>一 第2号から第6号に該当しない連系統利用計画等</p> <p>二 第210条第1項第3号に基づき認定された連系統同時建設電源に関する契約による連系統利用計画等</p> <p>三 第210条第1項第2号に基づき認定された自然変動電源に関する契約による連系統利用計画等</p> <p>四 抑電力取引所の前日スポット取引による連系統利用計画等</p> <p>五 本機関の指示等に基づく連系統利用計画等(連系統を活用した周波数調整の実施に伴う計画を含む。)</p> <p>六 第210条第1項第1号に基づき認定された長期固定電源に関する契約による連系統利用計画等</p> <p>2 前項各号に該当する連系統利用計画等が複数存在するときは、当該連系統利用計画等の抑制順位は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 前項第1号及び第3号に該当する連系統利用計画等の間の抑制順位 登録時刻が遅い順に抑制する。但し、登録時刻が同一の連系統利用計画等については、同じ抑制順位として取り扱う。</p> <p>二 前項第2号及び第4号に該当する連系統利用計画等の間の抑制順位 同じ抑制順位として取り扱う。</p> <p>三 前項第5号に該当する連系統利用計画等の間の抑制順位 本機関の指示の内容及び抑制の対象及び抑制量を決定する。</p> <p>四 前項第6号に該当する連系統利用計画等の間の抑制順位 当該潮流の抑制の实效性、抑制した場合の公衆安全及び発電設備の保安への影響、その他想定される影響を考慮して、抑制の対象及び抑制量を決定する。</p> <p>3 同じ抑制順位の連系統利用計画等の抑制量は、抑制前の連系統利用計画等の値に応じて按分した値とする。なお、連系統利用計画等の抑制量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。</p> <p>(複数の連系統において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)</p> <p>第219条 複数の連系統において同時に混雑が発生し、当該複数の連系統を利用する連系統利用計画等を抑制する必要がある場合は、混雑が発生した連系統ごとに第218条に基づき算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該連系統利用計画等の抑制量とする。</p>
<p>(業務規程第143条の3へ移設) 第219条 <u>削除</u></p>	<p>(複数の連系統において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)</p> <p>第219条 複数の連系統において同時に混雑が発生し、当該複数の連系統を利用する連系統利用計画等を抑制する必要がある場合は、混雑が発生した連系統ごとに第218条に基づき算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該連系統利用計画等の抑制量とする。</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(緊急時の混雑処理方法)</p> <p>第220条 次の各号に掲げる場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第218条に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい連系統利用計画等を抑制することができる(以下「緊急抑制」という。)。但し、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。</p> <p>一 発電機の故障、需要の急激な減少等に伴う通告変更により相殺潮流(混雑が発生した方向と逆方向に流れる潮流をいう。以下同じ。)が減少し、混雑が発生した場合</p> <p>二 業務規程第127条に基づく運用容量の見直しにより連系統の運用容量が減少し、混雑が発生した場合</p>	<p>(業務規程第143条の4へ移設)</p> <p>第220条 削除</p>
<p>(緊急時の発電機の出力の調整)</p> <p>第221条 混雑が発生した連系統に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、緊急抑制又は第218条に基づき混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、当該連系統の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう発電機の出力の調整を行う。</p>	<p>(緊急時の発電機の出力の調整)</p> <p>第221条 混雑が発生した連系統に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定に基づき混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系統の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整がでさる発電機の出力の調整を行う。</p>
<p>(年間計画及び月間計画における作業時の混雑処理方法)</p> <p>第222条 計画潮流の年間計画及び月間計画において、電力設備の作業停止計画によって連系統の運用容量が減少し、混雑が発生する場合は、混雑が発生する時間帯の混雑処理を行う。</p>	<p>第222条 削除</p>
<p>(混雑処理の対象外とする利用計画等)</p> <p>第223条 混雑が発生した連系統を利用した連系統利用計画等のうち、次の各号に掲げる連系統利用計画等は、当該連系統における混雑処理の対象としない。</p> <p>一 業務規程第151条に基づく混雑が発生した連系統のマーゼンの一部を利用した供給に係る連系統利用計画等</p> <p>二 業務規程第152条に基づく混雑が発生した連系統のマーゼンを使用した供給に係る連系統利用計画等</p> <p>三 業務規程第153条に基づく混雑が発生した連系統の運用容量拡大分を使用した供給に係る連系統利用計画等</p>	<p>(業務規程第143条の5へ移設)</p> <p>第223条 削除</p>
<p>第5節 連系統の変更賦課金</p> <p>(変更賦課金)</p> <p>第224条 業務規程第150条に基づき一般送配電事業者が賦課する賦課金(以下「変更賦課金」という。)の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 計画変更賦課金</p> <p>二 通告変更賦課金</p> <p>2 変更賦課金の単価(以下「変更賦課金単価」という。)は、連系統利用者の過度な負担とならず、かつ、連系統利用者が使用しない連系統の容量が適切に開放される最低限の水準とし、本機関が定め公表する。</p>	<p>(削除)</p> <p>第224条 削除</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(変更賦課金の対象となる連系線)</p> <p>第225条 変更賦課金の対象となる連系線（以下「対象連系線」という。）は、次の各号に掲げる時点において、空容量が運用容量の5パーセントを下回る連系線とする。但し、対象連系線を迂回して送電する経路があり、かつ、その経路上の全ての連系線が変更賦課金の対象外であるときは、当該連系線を対象連系線としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 計画変更賦課金 受給日の7日前の17時 二 通告変更賦課金 受給日の前日の17時 <p>2 本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。</p> <p>3 本機関は、計画潮流の断面ごとに、対象連系線の設定の要否を判定するものとする。</p>	<p>第225条 削除</p>
<p>(変更賦課金の対象となる連系線利用計画等)</p> <p>第226条 変更賦課金の対象とする計画は、次の各号に掲げる対象連系線に係る連系線利用計画等（以下「賦課金対象利用計画等」という。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 計画変更賦課金の対象とする連系線利用計画 <ul style="list-style-type: none"> 対象連系線の潮流方向と同一方向の連系線利用計画のうち、受給日の前日12時時点における連系線利用計画の値が、受給日の7日前17時時点における連系線利用計画の値から10パーセント以上減少したもの（以下「賦課金対象利用計画」という。） 二 通告変更賦課金の対象とする通告値 <ul style="list-style-type: none"> 対象連系線の潮流方向と同一方向の通告値のうち、実需給断面における通告値が受給日の前日17時時点における通告値から10パーセント以上減少したもの（以下「賦課金対象通告値」という。） <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により連系線利用計画等の値を減少するときは、変更賦課金の対象としない。但し、第3号は、連系線利用者が、連系線利用計画の変更又は通告変更を行った翌日から第3営業日以内に、変更理由（本機関の指示に伴う変更の場合は除く。）の説明資料を本機関に提出し、本機関が認めた場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 業務規程第15.2条に定めるマージンを使用する連系線利用計画等の値を減少するとき 二 業務規程第15.3条に定める運用容量拡大又は運用容量を超過して連系線を使用する連系線利用計画等の値を減少するとき 三 業務規程別表10-5で変更賦課金の対象外とする理由により連系線利用計画等の値を減少するとき 	<p>第226条 削除</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(変更賦課金の対象となる電力量)</p> <p>第227条 変更賦課金の対象となる電力量(以下「変更賦課金対象電力量」という。)は、次の各号に掲げるところにより、計画潮流の断面毎に算定する。</p> <p>一 計画変更賦課金の対象となる電力量 受給日の7日以前の17時時点における賦課金対象利用計画に対する受給日の前日の12時時点における賦課金対象利用計画の電力量の減少量のうち、受給日の7日以前の17時時点における賦課金対象利用計画の10パーセントを超えた部分の電力量</p> <p>二 通告変更賦課金の対象となる電力量 受給日の前日17時時点における賦課金対象通告値に対する実需給断面における賦課金対象通告値の電力量の減少量のうち、受給日の前日17時時点における賦課金対象通告値の10パーセントを超えた部分の電力量</p> <p>2 本機関は、賦課金対象利用計画等を有する者(以下「賦課金対象利用者」という。)が存する供給区域の一般送配電事業者に、変更賦課金対象電力量を通知する。</p>	<p>第227条 削除</p>
<p>(変更賦課金の賦課)</p> <p>第228条 一般送配電事業者は、変更賦課金対象電力量について、本機関から通知を受けたときは、変更賦課金対象電力量に変更賦課金単価を乗じた金額を、賦課金対象利用者に賦課する。</p> <p>(調整対象作業停止計画の原案の調整)</p> <p>第233条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により連系統利用計画又は発電計画に影響を受ける発電計画提出者その他関係する電気供給事業者(以下「関係電気供給事業者」という。)の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第228条 削除</p> <p>(調整対象作業停止計画の原案の調整)</p> <p>第233条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により発電計画に影響を受ける発電計画提出者その他関係する電気供給事業者(以下「関係電気供給事業者」という。)の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出)</p> <p>第238条 次の各号に掲げる連系統利用者及び発電計画提出者は、業務規程第159条第3項に基づき共有された広域連系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。</p> <p>一 広域連系統等の作業停止計画により、連系統利用計画に影響が生じる連系統利用者</p> <p>二 広域連系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる発電計画提出者</p>
<p>(作業停止計画の調整における考慮事項)</p> <p>第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 発電の抑制若しくは停止又は連系統混雑の回避</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(作業停止計画の調整における考慮事項)</p> <p>第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 発電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>2 (略)</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>(事業者コード等の申請) 第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等、<u>連系線利用計画及び供給計画を</u>広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に申請しなければならない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 <u>利用計画コード（申込番号）</u> <u>連系線利用計画を特定する番号</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(事業者コード等の申請) 第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等、<u>需要抑制計画等及び供給計画を</u>広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に申請しなければならない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>2 (略)</p> <p>(供給区域のインバランス量の提出) 第271条 一般送配電事業者は、<u>算定が完了した供給区域のインバランス量を、原則として算定期間の翌々月の第4営業日までに、本機関に提出しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則（平成29年月日）</u> (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 2 前項にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条まで、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、平成30年4月1日から1年以内の本機関の理事会において議決した日（但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。 3 前項に掲げる規定が施行されるまでの間において、第3条第1項第2号アの規定において「イ、ウ及びカ」とあるのを「イ及びカ」に改め、同号ウの規定を削る。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(更新計画の提出) 第2条 経過措置対象者は、本機関が経過措置計画を管理し、経過措置可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新計画（30分単位の断面に限る。）を本機関に提出しなければならない。 一 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき 二 事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意若しくは同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画等の変更又は終了等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき 三 経過措置計画に対応する需要等の減少の見込み等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき 四 その他経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少することが明らかになったとき</p> <p>2 更新期限は、経過措置の対象日の前々日の12時までとする。</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(新設)</p>	<p>(供給先未定発電事業者等による計画書等の提出) 第3条 経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならない。 2 経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保した場合には、当該供給先未定発電事業者等及び当該供給先事業者は、本機関に対し、当該経過措置計画の全部又は一部を承継させるために、次の各号に掲げる手続を行う。 一 供給先事業者は、原則として、経過措置の対象日の10営業日前までに、本機関に対し経過措置計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から経過措置計画を承継する旨を通知する。 二 供給先未定発電事業者等は、前号の供給先事業者へ経過措置計画を承継する旨を本機関に通知する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(経過措置の利用状況等の確認への対応) 第4条 経過措置対象者は、経過措置の利用状況等の確認を行うため、本機関が経過措置計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めた場合には、当該資料を提出するものとする。 2 経過措置対象者は、本機関が将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを要請した場合には、当該要請に従うものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(経過措置計画コードの申請) 第5条 経過措置対象者が統合された場合又は供給先未定発電事業者等から供給先事業者へ経過措置計画が承継された場合には、当該統合した経過措置対象者又は当該供給先事業者は、広域機関システムで使用する経過措置計画を特定する番号として経過措置計画コード(申込番号)(以下「経過措置計画コード」という。)の発行を本機関に申請しなければならない。 2 本機関は、前号の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った経過措置対象者に対し経過措置計画コードを発行する。</p>

監査報告書

電気事業法（以下、「法」という）第28条の20第3項及び第28条の49第2項の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の平成28事業年度に係る監査を実施した結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査計画・監査方針を定めた上で、理事長、理事、監査室その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、会計監査の分野及び業務監査の分野を中心に調査を行い、その結果を監事間で協議しました。

具体的には、2回の総会、46回の理事会その他の会議に出席し、議案、重要な決裁文書、経済産業大臣に提出する文書、報告書、会計帳簿、会計書類等を閲覧及び調査し、本機関の理事等から、職務の執行状況等について報告を受け、随時説明を求めました。また、監査室と適時に情報連絡会を実施し、内部監査結果について、緊密な連携を図りました。

以上の方法により、法令・諸規程等の規定に従い、適正かつ効率的な業務の運営が行われているか等の観点から監査を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 本機関の業務運営は法令・諸規程に従って適正に実施され、理事会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 平成28事業年度の「財務諸表等」（財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書）は、法第28条の49第2項の規定に基づく監事の意見書のとおり本機関の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

平成29年5月10日

電力広域的運営推進機関

監事 高木佳子 (印)

監事 千葉彰 (印)

電気事業法第 28 条の 49 第 2 項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の平成 28 事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について、理事会その他の会議に出席し、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意見

平成 28 事業年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

平成 29 年 5 月 10 日

電力広域的運営推進機関

監事 高 木 佳 子 ⑩

監事 千 葉 彰 ⑩

総会会場ご案内図



会場 大手町サンケイプラザ 4階ホール（東京都千代田区大手町1-7-2）

交通 東京メトロ丸の内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営地下鉄三田線「大手町駅」
A4・E1 出口直結

JR「東京駅」丸の内北口より徒歩7分

駐車場の用意はいたしていませんので、予めご了承ください。